

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成28年10月14日（金） 7：55～8：01

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官  
山本 幸三 国家公務員制度担当大臣  
麻生 太郎 財務大臣  
高市 早苗 総務大臣  
塩崎 恭久 厚生労働大臣  
石原 伸晃 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
萩生田 光一 内閣官房副長官  
野上 浩太郎 内閣官房副長官  
杉田 和博 内閣官房副長官  
横畠 裕介 内閣法制局長官

議事内容：

○菅官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。去る8月8日に行われた人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いについては、8月15日に第1回の当会議を開催し、御協議いただいたところではありますが、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いしたいと思います。

始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○山本国家公務員制度担当大臣：一般職の国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置の根幹をなす人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、経済の好循環を推進するマクロ経済政策と整合的であることから、勧告どおり改定する方針を決定することが適当です。なお、厳しい財政事情を踏まえ、「経済・財政再生計画」に沿って、給与制度の総合的見直し等を着実に進めてまいります。

特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当です。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：現在の財政は極めて厳しい状況にありますが、人事院勧告制度の趣旨、賃金の上昇を通じた経済の好循環の拡大・深化を目指すという現在の経済政策の方向性、及び給与制度の総合的見直しの着実な推進が勧告に盛り込まれ、「経済・財政再生計画」の考え方に沿っていること等を勘案すれば、勧告どおり給与改定を実施することに異存はございません。

○菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○高市総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、これを基本として決定すべきものと考えます。

また、引き続き、給与制度の総合的見直しを進めるとともに、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化を推進するよう要請してまいります。

○菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○塩崎厚生労働大臣：本年の人事院勧告につきましては、現下の経済・雇用情勢を踏まえた、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識をしております。

私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えます。

○菅官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○石原経済財政政策担当大臣：月例給及びボーナス引き上げ等を内容とする、今年度の人事院勧告の取扱いについては、雇用・所得環境の改善が続くなか、民間給与の上昇を反映した人事院勧告を尊重するとの基本的立場から、本日の会議において、勧告どおり給与水準の改定等を実施する方針を決定することが適切であると考えます。

政府としては、デフレ脱却・経済再生への道筋を確かなものとし、経済の好循環を確立しなければなりません。あわせて、「経済再生なくして財政健全化なし」との方針の下、「経済・財政再生計画」を着実に推進してまいります。

○菅官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたので、これまでの検討状況を踏まえ、お配りいたしました閣議決定案及び内閣官房長官談話案についてお諮りしたいと思います。これらについて御了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

○菅官房長官：ありがとうございます。それでは、この両案については御賛同をいただいたものとして所要の進めを進めることといたします。

なお、この際、国家公務員制度担当大臣から御発言があります。

○山本国家公務員制度担当大臣：本日の決定に至る過程における関係閣僚の方々の御尽力に感謝申し上げます。

この後開催される閣議において、取扱方針の閣議決定案及び、当該方針を踏まえた給与法等改正法案について御決定をお願いしますので、よろしく願いいたします。

○菅官房長官：以上をもちまして、給与関係閣僚会議はこれで終了いたします。

以 上